

枚方市子ども・子育て支援事業計画 主要事業の目標事業量 変更（案）

※網掛け部分に変更箇所です。

1. 教育・保育

満3歳以上で教育を希望される児童（1号認定）、満3歳以上で保育が必要な児童（2号認定）、満3歳未満で保育が必要な児童（3号認定）が利用する教育・保育施設（幼稚園、認定こども園、保育所及び地域型保育事業（小規模保育事業等））を提供する事業

○量の見込みの考え方

- ①本市では、将来の児童人口推計と枚方市子ども・子育て支援事業計画策定ニーズ調査（就学前児童調査）（以下「ニーズ調査」という。）を基に、以下の条件を加えて算出した結果を量の見込みとします。
- ②保育の必要性の下限時間については、子ども・子育て支援法施行規則に基づき、本市では現行と同様に64時間を下限時間とした上で、実情により沿った内容とするため、育児休業中や育児休業を取得せず離職した場合は除きます。
- ③3～5歳児の推計人口と1号、2号の合計に差が生じた場合は、その差分を1号に加えます。
- ④本市の就学前児童は減少傾向で、保育需要は増加傾向にある中で、保育が必要となる2号及び3号については、量の見込みが最も多い平成27年度の量の見込みが、国が保育需要のピークとしている平成29年度まで継続するものとします。

＜市の考え方による量の見込み及び確保方策＞ ※（ ）は広域利用において他市児童が利用する人数を内数にて表示 （人）

地域	第1年度（H27年度）			第2年度（H28年度）			第3年度（H29年度）			第4年度（H30年度）			第5年度（H31年度）		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
合計	6,121	4,276	3,149	5,848	4,276	3,149	5,576	4,276	3,149	5,417	4,163	3,041	5,296	4,051	2,934
北部	1,305	911	673	1,265	911	673	1,222	911	673	1,197	895	658	1,166	877	642
中部	1,368	956	732	1,333	956	732	1,298	956	732	1,278	941	714	1,243	927	696
南部	2,013	1,406	1,020	1,897	1,406	1,020	1,782	1,406	1,020	1,715	1,358	976	1,685	1,311	932
東部	1,435	1,003	724	1,353	1,003	724	1,274	1,003	724	1,227	969	693	1,202	936	664

確保 方 策	合計	7,127	4,332	3,022	7,127	4,452	3,156	7,127 →7,087	4,452 →4,472	3,156 →3,215	7,127 →7,087	4,464 →4,484	3,164 →3,294	7,127 →7,087	4,464 →4,484	3,164 →3,294
	幼稚園・保育所・ 認定こども園合計	7,127 (70)	4,332	2,992	7,127 (35)	4,452	3,126	7,127 →7,087	4,452 →4,472	3,126	7,127 →7,087	4,464 →4,484	3,134 →3,186	7,127 →7,087	4,464 →4,484	3,134 →3,186
	北部	2,100	853	681	2,100	895	709	2,100 →2,060	895 →915	709	2,100 →2,060	895 →915	709	2,100 →2,060	895 →915	709
	中部	1,345	998	724	1,345	1,034	748	1,345	1,034	748	1,345	1,034	748 →768	1,345	1,034	748 →768
	南部	1,551	1,372	945	1,551	1,372	963	1,551	1,372	963	1,551	1,384	971 →1,003	1,551	1,384	971 →1,003
	東部	2,131	1,109	642	2,131	1,151	706	2,131	1,151	706	2,131	1,151	706	2,131	1,151	706
	小規模保育事業 合計			30			30			30 →89			30 →108			30 →108
	北部			-			-			- →30			- →49			- →49
	中部			20			20			20 →30			20 →30			20 →30
	南部			10			10			10 →29			10 →29			10 →29
東部			-			-			-			-			-	

○確保方策の考え方としては、本市の実情を踏まえ、1号は幼稚園及び認定こども園の定員、2・3号は平成26年4月当初の保育所(園)の入所児童数に今後の保育所(園)や幼保連携型認定こども園による定員増を基本に、小規模保育事業も加えて、**年度途中の量の増加も考慮した上で、**量の見込みを確保します。